



# 基本の手続き・届け出

区でできる手続き・届け出等を紹介します。「届け出・登録・証明」を除く項目については、次のページを参照してください。

国民健康保険…P.41 後期高齢者医療制度…P.48 国民年金…P.50 税金…P.53 相談…P.55 【総合支所…P.24・25】

※記事中の表記について フリーダイヤル

## 届け出・登録・証明

届け出・登録・証明発行の際は、本人確認をさせていただきます。

各総合支所区民課および台場分室の証明交付窓口では、証明発行手数料をキャッシュレス決済で支払うことができます。利用できる決済サービスは窓口にてご確認ください。各総合支所区民課のお引越し等の手続き窓口の混雑は、こちらから確認できます。



### 住民登録

各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室…P.24・25参照

#### ▶ 住民票

お子さんの予防接種、小・中学校の入学、成人式の通知や選挙、印鑑登録、国民健康保険・国民年金・介護保険の加入等は、住民基本台帳に記録されていることが必要です。

住所の移転や世帯の内容が変わったときは、次の届出をしてください。なお、マイナンバーカードをお持ちの人は必ず持参してください。

#### ▶ 住所が変わったとき

届け出の種類	どんなとき?	必要なもの	期間	届け出先
転入届	港区内に転入したとき	(1)前の住所の区市町村が発行した転出証明書 (2)本人を確認できるもの (3)外国人は、家族全員の在留カード等 (4)マイナンバーカード(家族全員分を必ず持参してください)	新しい住所に住み始めた日から <b>14日以内</b>	各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室 P.24・25参照
海外からの転入届		<b>日本人</b> …パスポート、戸籍全部事項証明(謄本)、戸籍の附票 <b>外国人</b> …パスポート、在留カード等、家族関係確認書(婚姻・出生証明等)	新しい住所に住み始めた日から <b>14日以内</b>	
転出届	他の区市町村に転出するとき	(1)本人を確認できるもの (2)国民健康保険証(加入している人) (3)印鑑登録証(登録している人) ※マイナンバーカード(持っている人は必ず持参してください)	転出予定日まで	
転居届	区内で住所が変わったとき	(1)本人を確認できるもの (2)国民健康保険証(加入している人) (3)外国人は、家族全員の在留カード等 (4)マイナンバーカード(家族全員分を必ず持参してください)	新しい住所に住み始めた日から <b>14日以内</b>	
世帯変更届	世帯主が変わったとき、世帯が合併・分離したとき、世帯主との続柄が変わったとき	(1)本人を確認できるもの (2)国民健康保険証(加入している人)	変更のあった日から <b>14日以内</b>	

#### ▶ 住民票の写しの交付と閲覧

##### 住民票の写しの交付の請求

各総合支所区民課窓口サービス係・芝地区総合支所区民課証明交付担当・台場分室でできます(手数料1通300円)。

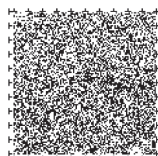
##### ▶ 郵便による請求

【必要なもの】

(1)住民票を請求する旨の請求書(様式任意)に、次の事項を明記してください。請求書は港区ホームページからダウンロードもできます。

住所、世帯主の氏名/世帯全員か一部(必要な人の氏名)の別/必要通数/使いみち/請求人の住所、氏名、電話番号(屋間連絡がとれる番号)

次の①～⑤は、日本人か外国人かに応じて、記載が必要か不要かを明記してください。  
①世帯主名・続柄(日本人・外国人共通)/②本籍、筆頭者(日本人)/③国籍地域(外国人)/④在留カード等の番号(外国人)/⑤在留情報(外国人)



(2)請求人・本人を確認できるものの写し

(3)第三者が請求するときは、請求理由を証明できるもの

※郵送請求の際、必要な書類等、詳しくは芝地区総合支所区民課郵送担当までお問い合わせください。

(4)手数料(定額小為替・何も記入していないもの)

(5)返信用封筒(宛名明記、切手貼付)

【送付先】

〒105-8511 港区芝公園1-5-25

港区役所芝地区総合支所区民課 郵送担当

▶ コンビニ交付 P.38参照

▶ 電子申請 P.38参照

▶ 電話予約

(閉庁後または休日に受け取ることができます)

平日の午後4時まで、各総合支所区民課窓口サービス係・芝地区総合支所区民課証明交付担当・台場分室に電話でお申し込みください(代理人は予約、受け取りができません)。



お申し込み先は、P.40の「電話予約サービス 予約・問い合わせ」をご覧ください。

閲覧については厳しい制限が設けられています。芝地区総合支所区民課証明交付担当へあらかじめご相談ください。

## 住民票の閲覧

### ➤手数料

特定閲覧=1件100円・不特定閲覧=30分ごとに1000円

本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等官公署発行で写真付きの証明書は1点、健康保険証等写真のないものは2点）

## 戸籍関係の諸届一覧(主なもの)

### 各総合支所区民課窓口サービス係

(芝地区総合支所は戸籍係)…………… P.24・25参照

名称	届け出期間	届け出をする人	届け出をする場所
出生届 ※	生まれた日から <b>14日以内</b> (日本国外で生まれた場合は3カ月以内) ・生まれた日を算入します。	父または母、同居者、出産に立ち会った医師、助産師の順序	出生地、父母の本籍地、届出人の住所地(所在地)のうち、いずれかの区市役所・町村役場
養子縁組届 ◎	届け出によって法律上の効力が発生するので届け出期間はありません。	養親、養子または代諾権者(証人2人が必要)	養親または養子の本籍地あるいは届出人の住所地の区市役所・町村役場
婚姻届 ◎	届け出によって法律上の効力が発生するので届け出期間はありません。	夫、妻(証人2人が必要)	夫または妻の本籍地あるいは住所地の区市役所・町村役場
離婚届 ◎	<b>1</b> 協議離婚の場合、届け出によって法律上の効力が発生するので届け出期間はありません。 <b>2</b> 裁判または調停離婚の場合には裁判確定または調停成立の日から <b>10日以内</b> ・確定または成立の日を算入します。	<b>1の場合</b> 夫、妻(証人2人が必要) <b>2の場合</b> 申立てをした夫または妻	夫婦の本籍地あるいは住所地の区市役所・町村役場
離婚の際の氏を称する届	離婚の日から <b>3カ月以内</b>	離婚により復氏した(すべき)人	届出人の本籍地あるいは住所地の区市役所・町村役場
転籍届	届け出によって法律上の効力が発生するので届け出期間はありません。	戸籍の筆頭者およびその配偶者	転籍者の本籍地、届出人の住所地、転籍地の区市役所・町村役場
死亡届 ※	死亡の事実を知った日から <b>7日以内</b> (日本国外で死亡した場合は3カ月以内) ・死亡の事実を知った日を算入します。	死亡者の親族、同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人、公設所の長、後見人、保佐人、補助人、任意後見人の順序	死亡地(死産地)、死亡者の本籍地、届出人の住所地(所在地)のうちいずれかの区市役所・町村役場
死産届 ※	死産した日から <b>7日以内</b>	死産児の父母、同居者、医師、その他の立会者の順序	
死体(埋)火葬許可申請 ※	死亡届をするとき	死亡届をする人と同じ	
死胎(埋)火葬許可申請 ※	死産届をするとき	死産届をする人と同じ	
改葬許可申請 ※	改葬しようとするとき	墓地の使用者	遺骨を埋葬、納骨してある寺・墓地の所在地の区市役所・町村役場

※の届については、台場分室でも受け付けています。

◎印の届け出には本人を確認できるものをご持参ください。

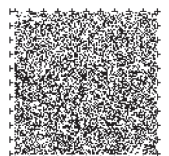
その他届け出の種類によって期間が異なります。芝地区総合支所区民課戸籍係にお問い合わせください。

### 《夜間・休日の戸籍届出受付窓口》

夜間・休日は区役所本庁舎(芝公園1-5-25)の宿直室窓口で、戸籍届出書をお預かりしています。各総合支所・台場分室では扱っていません。

宿直室窓口では、届出書の内容審査は行いません。あらかじめ各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は戸籍係)で、届出書の点検を受けられることをおすすめします。

※改葬許可申請については、宿直室窓口では扱いません。





## コンビニ交付

各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室、  
芝地区総合支所区民課証明交付担当…P.24・25参照

マイナンバーカードや住民基本台帳カード(※)を利用して、全国のコンビニエンスストアで各種証明書を受け取れるサービスです。

### コンビニ交付で取得できる証明書

- (1) 住民票の写し (2) 印鑑登録証明書
- (3) 戸籍証明書／戸籍の附票 (4) 課税(非課税)証明書
- (5) 納税証明書

#### 手数料

窓口で発行するより1通あたり100円安くなります。  
住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票  
納課税証明書 各200円  
戸籍証明書 350円

#### 利用できる時間

午前6時30分～午後11時(年末年始およびメンテナンス時を除く)

#### 利用できるコンビニエンスストア

- ・セブンイレブン ・ローソン
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ

### マイナンバーカードの交付

コンビニ交付のご利用には、マイナンバーカードと暗証番号の登録が必要になりますので、ご利用を希望する人は、各総合支所区民課窓口サービス係で手続きしてください。

## 電子申請

芝地区総合支所区民課証明交付担当…P.24・25参照

スマートフォンとマイナンバーカードを使用し、インターネットから交付請求を行うことができます。

### 取得できる証明書

- (1) 住民票の写し (2) 印鑑登録証明書 (3) 戸籍証明書／戸籍の附票 (4) 課税(非課税)証明書 (5) 納税証明書

#### 手数料

住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票・  
納課税証明書 各300円  
戸籍証明書 450円

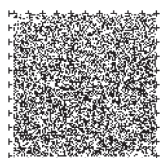
#### 必要なもの

- ・スマートフォン(マイナンバーカードの読み取りに対応したNFCスマートフォン)
- ・マイナンバーカード(6桁以上のパスワード(有効な署名用電子証明書)も必要です。)

- ・クレジットカード

#### 請求方法

港区ホームページへアクセスし、利用マニュアルを確認のうえ、交付申



請を行ってください。利用にあたっては、利用規約に同意していただく必要があります。手数料及び郵送にかかる実費(通常は84円)をクレジットカードで決済します。

申し込み内容を確認のうえ、証明書を作成し郵送で住民登録地へ送付します。

詳しくは、芝地区総合支所区民課証明交付担当へお問い合わせください。

## 住民基本台帳ネットワークシステム

各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室、  
芝地区総合支所区民課証明交付担当…P.24・25参照

### ▶ マイナンバーカードの交付

「マイナンバーカード」は、希望者に交付します。

マイナンバーカードの申請方法は主に次の3つです。

- (1) 郵送による申請
- (2) スマートフォン・パソコンによる申請
- (3) まちなかの証明写真機からの申請

※港区では、職員が勤務先企業へ出向き一括で申請受付を行う方式は導入していません。

### ▶ 住民票の写しの広域交付(手数料1通300円)

住民票の写しの広域交付の請求は、全国どこの区市町村でもできます。マイナンバーカードなどの最新の住所・氏名が記載された写真付きの証明書を区市町村の窓口で提示することによって、本人や同一世帯の住民票の写しの交付が受けられます。

ただし、本人確認方法や記載できる内容が通常の住民票の写しの交付と異なる点があります。

詳しくは、各総合支所区民課窓口サービス係・芝地区総合支所区民課証明交付担当へお問い合わせください。

#### ▶ 受付時間 午前9時～午後4時30分

### ▶ 転入・転出の特例手続き

マイナンバーカードをお持ちの人は、転入の特例になります。転出してもマイナンバーカードは継続利用できます。転入時には、必ずご家族全員分のマイナンバーカードを窓口で提示していただき、手続きをします。

この時、ご家族全員分のマイナンバーカードの暗証番号の入力が必要になります。

#### ▶ 受付時間 午前9時～午後5時

### ▶ マイナンバーカードの多目的利用

マイナンバーカードは、公的な身分証明書として利用できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)の電子申請、コンビニ交付サービスや区の電子申請サービスでご利用いただけます。

詳しくは、各総合支所区民課窓口サービス係へお問い合わせください。

※住民基本台帳カードの交付は、平成27年12月28日で終了しました。住民基本台帳カードは有効期限まで継続してご利用いただけます。

## 公的個人認証

各総合支所区民課窓口サービス係…… P.24・25参照

自宅等のパソコンから行政機関への申請や、届け出を行う際に、本人自らが作成したものであることを証明するために、電子証明書が必要です。電子証明書は、マイナンバーカードに格納します。電子証明書の交付に際しては、マイナンバーカードが必要です（交付手数料初回無料、2回目以降200円）。

交付場所等について詳しくは、各総合支所区民課窓口サービス係へお問い合わせください。

## 戸籍の証明

各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室、芝地区総合支所区民課証明交付担当… P.24・25参照

▶ **戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）**  
**戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）**  
**除籍全部事項証明書（除籍謄本）**  
**除籍個人事項証明書（除籍抄本）**  
**が必要なとき**

### 港区外に本籍がある場合

港区では請求できません。本籍のある区市町村の戸籍証明担当係へ請求してください。

### 港区に本籍がある場合

各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室・芝地区総合支所区民課証明交付担当の窓口へ請求（手数料1通450円、除籍は750円）してください。窓口にお越しになる場合は、本人を確認できるものをお持ちください。

戸籍（除籍）の証明について、必要な書類等詳しくは、各総合支所区民課窓口サービス係・芝地区総合支所区民課証明交付担当へお問い合わせください。

### ▶ 郵便による請求

【必要なもの】

(1) 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を請求する旨の請求書（様式任意）に、次の事項を明記してください。請求書は港区ホームページからダウンロードもできます。

※除籍についても同様です。

本籍／筆頭者（戸籍の一番はじめに記載されている人）／全部事項（謄本）・個人事項（抄本）の別（個人事項（抄本）の場合は必要な人の名）／必要通数／使いみち／請求人の住所、氏名、電話番号（昼間連絡のとれる番号）、戸籍と請求人の関係

- (2) 請求人、本人を確認できるものの写し  
 (3) 第三者が請求するときは、請求理由を証明できるもの  
 (4) 手数料（定額小為替・何も記入していないもの）  
 (5) 返信用封筒（宛名明記、切手貼付）

※郵便による請求の際、必要な証明書等詳しくは、芝地区総合支所区民課郵送担当へお問い合わせください。

【送付先】

〒105-8511 芝公園1-5-25

港区役所芝地区総合支所区民課 郵送担当

▶ **コンビニ交付** P.38参照

▶ **電子申請** P.38参照

### ▶ 身分証明書が必要なとき

各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室・芝地区総合支所区民課証明交付担当で受け付けます。

原則として本人だけが請求できます。やむを得ず代理人が請求するときは、本人の委任状が必要です（手数料1通300円）。

本人を確認できるものをお持ちください。詳しくは、お問い合わせください。

なお、本籍が港区以外の場合、本籍のある区市町村の戸籍証明担当係へご請求ください。

## 印鑑登録・証明

各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室、芝地区総合支所区民課証明交付担当… P.24・25参照

### ▶ 印鑑の登録

▶ **申請する人**

15歳以上の人（港区に住民登録のある人）

登録する本人が直接窓口で申請することが原則です。

▶ **必要なもの**

登録する印鑑・本人を確認できるもの

本人がお越しただけの場合、委任状に登録する本人を確認できるものの写しを添えてください。なお、代理人の本人を確認できるものも必要です。

▶ **登録方法**

申請に基づき、本人あてに郵便で照会書を送付します。届いた文書と本人を確認できるものをお持ちください。ただし、本人が免許証、マイナンバーカードやパスポート等官公署が発行した写真付きの本人確認書類（有効期限内のもの）を持参して申請した場合は、申請日当日に登録することができます。

▶ **手数料**

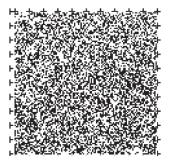
無料（ただし、印鑑や登録証の亡失、改印等で再登録・再交付の場合は50円）

▶ **申請場所**

各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室

### 外国人の印鑑登録について

外国人の印鑑登録は、住民票に記載されているアルファベット氏名による登録となりますが、漢字氏名が記載されている人は、漢字氏名でも登録できます。





また、通称登録されている場合は、通称でも登録できます。カタカナ氏名登録をされている人は、カタカナ氏名でも印鑑登録ができます。

なお、通称登録については、日常生活で使用していることを証明する文書が必要になりますのでご注意ください。

詳しくは、各総合支所区民課窓口サービス係までお問い合わせください。

### 印鑑登録できる印鑑

登録できる印鑑には、制限があります。各総合支所区民課窓口サービス係へお問い合わせください。

### ▶ 印鑑登録証明書の交付

#### 必要なもの

印鑑登録証(カード)またはマイナンバーカード(印鑑登録者のもの)

※印鑑登録者本人に限り、印鑑登録証を提示しなくても、マイナンバーカードの提示とマイナンバーカードに設定した暗証番号の入力により、印鑑登録証明書を取得できます。

※代理人の場合は、印鑑登録証の提示が必要です。

#### 手数料 1通300円

#### 請求場所

各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室・芝地区総合支所区民課証明交付担当

### 電話予約

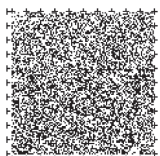
閉庁後または休日に印鑑登録証明書の受け取りを希望する場合は、平日の午後4時までに、各総合支所区民課窓口サービス係・芝地区総合支所区民課証明交付担当・台場分室に電話でお申し込みください(代理人は予約、受け取りができません)。予約および受け取りをする際は、印鑑登録証が必要です。

### 電話予約サービス 予約・問い合わせ

受け取る場所	予約・問い合わせ
区役所1階 宿直室	芝地区総合支所区民課証明交付担当 ☎3578-3144
麻布区民センター	麻布地区総合支所区民課窓口サービス係 ☎5114-8821
赤坂区民センター	赤坂地区総合支所区民課窓口サービス係 ☎5413-7012
高輪区民センター	高輪地区総合支所区民課窓口サービス係 ☎5421-7612
男女平等参画 センター(リーブラ)	芝浦港南地区総合支所区民課 窓口サービス係 ☎6400-0021
台場区民センター	芝浦港南地区総合支所台場分室 ☎5500-2351

▶ コンビニ交付 P.38参照

▶ 電子申請 P.38参照



## 外国人の在留管理制度

芝地区総合支所区民課窓口サービス係 P.24・25参照

平成24年7月9日から外国人の在留管理制度が新しくなりました。

日本に入国し、中長期滞在者の人には、「在留カード」が交付されます。

現在外国人登録証明書を持っている人で、新しい制度で中長期滞在者の方は、「在留カード」とみなされます。在留資格が特別永住者の方は「特別永住者証明書」とみなされます。みなされる期間は下の表のとおりです。

みなされる期間が過ぎている人は、「在留カード」または「特別永住者証明書」への切替手続きを至急行ってください。

特別永住者	16歳未満		16歳の誕生日まで
	16歳以上	次回確認(切替)申請期間が平成27年7月8日までに到来した者	平成27年7月8日まで
		上記以外の者	次回確認(切替)申請期間の始期とされた誕生日まで
中長期滞在者	永住者	16歳以上	平成27年7月8日まで
		16歳未満	平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
	特定活動かつ在留期間が5年または4年の者	16歳以上	在留期間の満了日または平成27年7月8日のいずれか早い日まで
		16歳未満	在留期間の満了日、平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
上記以外の者	16歳以上	在留期間の満了日	
	16歳未満	平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで	

在留カードの手続きは地方入国管理局、特別永住者証明の手続きは区役所となります。

中長期滞在者、特別永住者や出生による経過滞在者は住民票に登録されます。

手続きについては、P.36「住民登録」をご覧ください。

## パスポート

東京都生活文化スポーツ局都民生活部旅券課

### 旅券課(新宿)

新宿区西新宿2-8-1 都庁都民広場地下1階

### 有楽町分室

千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館2階

### 池袋分室

豊島区東池袋3-1-3 サンシャインシティ内  
ワールド・インポートマート5階

### 立川分室

立川市曙町2-1-1 ルミネ立川店9階

#### お問い合わせ

東京都パスポート電話案内センター ☎5908-0400

ホームページ

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/passport/>

基本の手続き・届け出



# 国民健康保険

## 国民健康保険(国保)について

### 国保年金課

国民健康保険(国保)は、病気やケガに備えて、加入者の皆さんがお金を出し合い、お医者さんにかかる時の医療費等に充てる助け合いの制度です。

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合等)、国保組

合、後期高齢者医療制度に加入している人や、生活保護を受けている人以外で港区に住んでいる人は、全て国民健康保険に加入しなければなりません(ただし、住民登録をしていない人は対象外です)。

### ▶ 国保の届け出

国保に加入したりやめるときは、必ず14日以内に各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は区民課相談担当)・台場分室へ届け出をしてください。

	こんなときには届け出を	手続きに必要なもの	手続きするところ
国保に加入するとき	港区に転入してきたとき	前住所の区市町村が発行した転出証明書	各総合支所 区民課 窓口サービス係 (芝地区総合支所は 区民課相談担当)・ 台場分室 P.24・25参照
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書(職場の健康保険をやめた証明)	
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書(被扶養者でなくなった証明)	
	子どもが生まれたとき(出産育児一時金の手続きはP46)	保険証	
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	
国保をやめるとき	港区から転出するとき	保険証	
	職場の健康保険に加入したとき	港区の保険証と職場の健康保険証の両方	
	職場の健康保険の被扶養者になったとき		
	死亡したとき(葬祭費の手続きはP46)	保険証(葬祭費の必要書類はP46)	
生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書		
変更・証の書換等	世帯主が変わったとき	保険証(擬制世帯主の変更は同意書)	
	区内で住所が変わったとき	保険証	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証	
	保険証の内容訂正・変更するとき	保険証	
	保険証を汚損または毀損したとき	保険証	
	就学のため別の住所に転出したとき	保険証・在学(園)証明書・住民票	
保険証を紛失したとき	本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)		

### ▶ 注意事項

- 1 保険証は届け出後、ご自宅に簡易書留郵便で郵送します。
- 2 外国籍の人は表のもの以外に、在留カードおよびパスポートを持って、各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は区民課相談担当)・台場分室で届け出をしてください。
- 3 マイナンバーの利用開始に伴い、国保の届け出、申請時にはマイナンバーの記入と本人確認が必要になりました。世帯主と対象となる人のマイナンバー確認書類(マイナンバーカード等)と、届け出人(申請人)の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)が必要です。

